

【勤務地：東京都千代田区】

任期付職員の採用について

職種	内閣官房任期付職員（システム構築）
職務の内容及び待遇等	1. 職務内容 （1）内閣における国際広報発信ツールであるWebサイトの企画立案・構築・維持管理 （2）上記（1）の実施に当たり、関係省庁、民間企業等との調整事務等 2. 待遇等 （1）一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 （2）給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。
求める人材	情報システムに関する専門的な知識を有し、Webサイトの構築・運用保守の実務経験をあわせて4年以上（4年以上又はそれと同等と認められる期間）有する者。（クラウドエンジニア・プロジェクトマネージャーの実務経験を有する者であれば、なお望ましい。）
採用予定人数	1名（経験年数等に応じて課長補佐級又は係長級）
採用予定期間	令和7年5月1日～令和9年3月31日まで（予定） ※職務の状況によっては、任期の更新もあり得ます。（最大で通算5年）
応募資格	1 大学卒業又は同等以上の学歴を有すること。 2 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者。 3 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること。 4 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 （1）日本国籍を有しない者 （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 （3）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 （4）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （5）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに、二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。
応募受付期間	（郵送の場合） 令和7年4月14日（月）必着 （電子メールの場合） 令和7年4月14日（月）12:00 受信分まで有効

【勤務地：東京都千代田区】

問い合わせ先	<p>(問合せフォームアドレス)</p> <p>https://www.cas.go.jp/form_kouhoushitsu_saiyou.html</p> <p>※採用に関するお問い合わせは、上記問合せフォームにてお受けします。氏名、連絡先（電子メールアドレス）、項目名（任期付「システム構築」と記載）、質問事項を問合せフォームに記載ください。受領後、担当者よりご連絡します。（電話によるお問い合わせはお受けしかねますので、ご遠慮願います。）</p>
応募要領	<p>1. 応募方法</p> <p>下記提出書類を担当あてに郵送(応募締切日必着)又は電子メールで送信(応募締切日 12:00 受信分まで有効)してください。郵送の場合、封筒の表面に朱書きで『任期付「システム構築」応募書類在中』と明記し、電子メールの場合、メールの件名は、『任期付「システム構築」応募書類』としてください。(応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。)</p> <p>2. 提出書類</p> <p>一次選考（書類審査）</p> <ul style="list-style-type: none">・履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付・志望理由をまとめたもの（A4 縦、横書）・これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4 縦、横書） <p>(注) 専門知識、経験に関する資料、修学・資格に関する証明書類は、写しをご提出ください。</p> <p>3. 提出先</p> <p>(郵送の場合) 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房内閣広報室 総務担当</p> <p>(電子メールの場合) g.naikou.soumu.s3m アットマーク cas.go.jp (アットマークは@に置き換えて下さい。)</p> <p>※履歴書、職務経歴書のファイル名は、「履歴書(氏名)」、「職務経歴書(氏名)」とし、ファイル形式はワード、エクセル又はPDFのいずれかとなります。</p>
備考	<p>1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。(休職は不可)</p> <p>2. 採用内定者には、健康診断を受診(自己負担により任意の医療機関で実施)していただきます。</p> <p>3. 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、あらかじめカードの取得手続きをお願いします。</p>